

長期預かり保育
～ 対象園児認定基準 ～

◆認定基準（保護者が以下の状態にある場合に利用できます）

基準	保護者の状況
居宅外就労	月48時間以上居宅外において労働をすることを常態としていること
居宅内就労	月48時間以上居宅内において家事以外の労働をすることを常態としていること
産前産後	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間内にあること
疾病等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他のものを介護することを常態としていること
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること
就学	一日につきおおむね4時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学することを常態としていること
その他	設置者から申出があり、市長が必要と認める者

※2022年度より居宅外就労・居宅内就労の認定基準が変更になりました。黄色でマークしてある箇所です。